

公立大学法人名古屋市立大学の中期目標期間評価実施要領（案）

平成 24 年 月 日
名古屋市公立大学法人評価委員会決定

本実施要領は、「公立大学法人名古屋市立大学の業務実績に関する評価指針」（平成 19 年 1 月 30 日決定）に基づき、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）について必要な事項を定めるものである。

1 評価の方法

- (1) 中期目標期間評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、中期計画の記載項目（大項目）ごとに法人が自己点検・自己評価を行い、これをもとに、名古屋市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）において検証・評価を行う。
- (3) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、法人が総括的に自己評価を行い、これをもとに評価委員会が、中期目標の達成状況を総合的に評価する。
- (4) 評価委員会が評価結果を決定する際には、評価（案）を法人に示すとともに、評価（案）に対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

2 項目別評価の具体的方法

(1) 法人による自己点検・自己評価

- ① 業務実績報告書において、中期計画の各小項目の実施状況を簡潔明瞭に記述し、各小項目の実施状況の他、各年度における業務実績の評価結果又は進捗状況の確認結果を踏まえ、大項目ごとの達成状況を別表記載の S～D の 5 段階で自己評価するとともに、その根拠を記述する。
- ② 自己評価にあたっては、重点的な取組み及び特筆すべき取組み、未達成の取組み、評価委員会からの指摘への対応状況について、簡潔明瞭に記述する。
- ③ 教育及び研究に関する項目の自己評価にあたっては、認証評価機関により改善を要すると指摘された事項についての対応状況を記述する。
- ④ 中期目標の期間における業務の実績を客観的に表すために、できる限り数値化に心がけるとともに、表やグラフを積極的に用いるなど、わか

りやすい記載に努めるものとする。とりわけ、数値目標を掲げた業務の実績については、表又はグラフを用いて、期間中の推移を説明すること。

(2) 評価委員会による検証・評価

- ① 中期計画の大項目ごとに法人の自己評価や重点的な取組み及び特筆すべき取組みの記述内容などを総合的に判断して、S～Dの5段階で評価を行うとともに、法人による自己評価と異なる場合には判断理由を示す。
- ② 評価にあたっては、別表記載のS～Dの5段階評価の基準を目安とし、最終的な決定は評価委員会の総合的な判断に拠るものとする。
- ③ 特に高く評価すべき取組みなど、評価委員会として特筆すべきものがあれば、大項目ごとに適宜記述するものとする。

3 全体評価の具体的方法

(1) 法人による自己点検・自己評価

- ① 業務実績報告書において、項目別評価の結果を踏まえて、記述式により総括的に自己評価を行う。
- ② 評価にあたっては、中期目標前文に掲げた「市民の健康と福祉の向上に貢献する大学」「環境問題の解決に挑戦し、貢献する大学」という基本理念の具現化に向けて行った主な活動実績、重点的な取組み及び特筆すべき取組みの主なもの並びに未達成の取組みと今後の対応についても記述する。

(2) 評価委員会による検証・評価

- ① 「項目別評価」の結果及び法人の自己評価結果も踏まえて、評価委員会として記述式により総括的に評価を行う。
- ② 評価にあたっては、教育及び研究の状況について認証評価機関の評価を踏まえるものとする。

4 その他

設立団体の長が中期目標期間末に、組織及び業務の全般にわたる検討を行うにあたっては、評価委員会は、中間総括等に基づき、この要領に基づく評価とは別に、意見を述べるものとする。

別表

評価	内容	基準
S	中期目標の達成状況が極めて良好である	・特筆すべき成果を挙げている ・中期計画の小項目の内容をすべて達成している
A	中期目標の達成状況が良好である	・中期計画の小項目の内容をすべて達成している
B	中期目標の達成状況が概ね良好である	・中期計画の小項目の内容の達成状況が9割以上である
C	中期目標の達成状況がやや不十分である	・中期計画の小項目の内容の達成状況が9割未満である
D	中期目標の達成状況が不十分である	・中期計画の小項目の内容をほとんど達成できていない